

岩手医科大学公益通報者の保護等に関する規程実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手医科大学公益通報者の保護等に関する規程（以下「公益通報規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(氏名等の明示)

第2条 通報者は、原則として、自己の所属、職名、氏名を明示することとし、これらが明示されない場合には、公益通報規程に定める保護を受けることができない。

2 前項の規定に関わらず、通報が匿名であっても個人名が推測される場合には、公益通報規程に基づき保護の対象とするものとする。

(通報を受け付けない事項)

第3条 本法人等と無関係な専ら個人的な事項については、本法人の教職員又は学生に係る事案を除き、通報を受け付けないものとする。

(匿名の取扱い)

第4条 通報が匿名であっても、通報対象事実があると信じるに足りる相当な根拠を示しているものについては、通報に準じて調査を実施するものとする。

(公益通報の保護要件)

第5条 公益通報規程第2条第1項に規定する別に定める保護要件とは、次の表に掲げる区分に応じ、当該各項に定めるものをいう。

区 分	保護要件
(1)本法人内部への通報	法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると料していること。
(2)行政機関(当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関)への通報	法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること。
(3)その他マスコミ・報道機関等(その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者)への通報	法令違反等が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、次のいずれかに該当すること。 ア) 本表(1)又は(2)の欄に定める通報をすることにより解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由があること。 イ) 本表(1)の欄に定める通報をすることにより当該法令違反等に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があること。 ウ) 本法人内部から本表(1)又は(2)の欄に定める通報をしないことを正当な理由がなく要求されたこと。 エ) 公益通報規程第5条に定める期間を経過しても、当該対象事実について本法人からの通知がないこと又は本法人が正当な理由がなく調査を行わないこと。 オ) 個人の生命又は身体に危害が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があること。

(調査委員会)

第6条 理事長は、委員長又は委員が調査委員として不適当と判断する相当な理由があると認める場合には、その職を解くものとする。

- 2 公益通報規程第6条第5項に定める専門部会の構成員は、3名以上5名以下とする。
- 3 調査委員会の運営に関する必要事項は、調査委員会において別に定める。

(調査チームの組織等)

第7条 公益通報規程第6条第7項に定める調査チームは、チームリーダー及び5名以内のチームメンバーで組織するものとし、理事長が学長と協議の上、指名するものとする。

- 2 前条第1項の規定は、調査チームに準用する。
- 3 チームリーダーは、調査の途中経過を随時、理事長及び学長へ報告しなければならない。

(関与していることの申し出)

第8条 調査関係者が公益通報規程第12条に該当する場合は、速やかに理事長、調査委員長又は内部監査室長に申し出なければならない。

(記録等の管理)

第9条 内部監査室長は、通報の処理に関する記録を整備し、管理しなければならない。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、内部監査室が行う。

(改廃等)

第11条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。